

川崎市立川崎病院精神科身体合併症管理委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立川崎病院精神科身体合併症管理委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 精神障害者であって身体合併症を有する患者（以下「合併症患者」という。）の治療を行う際に、精神科以外の診療科の医師を交えて、当該患者の診察・治療を院内連携が円滑に行われるよう、検証及び調整等を行うため委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 合併症患者の診察・治療の検証
- (2) 合併症患者の診察・治療についての助言
- (3) 精神科以外の診療科との調整
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で組織する。

2 委員の任期は、就任した日から当該年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任・解任されない限り、再任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、精神科部長を充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故がある時は、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委

員長代理者がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、9階北病棟において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。